



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 持田製薬株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 持田 直幸  
(コード番号 4534 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 坂田 中  
(TEL. 03-3358-7211)

### 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 75 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 単元株式数の変更の理由

株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、同行動計画の趣旨を尊重し、最終目標である 100 株に当社株式の単元株式数を変更するものであります。

###### (2) 単元株式数の変更内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 単元株式数の変更条件

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会において、本単元株式数の変更および下記 3. の発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案ならびに下記 2. の株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

##### 2. 株式併合

###### (1) 株式併合の目的

上記 1. のとおり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を 100 株に変更いたしますが、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資

単位を適切な水準に調整することを目的として、単元株式数の変更と併せて株式併合を実施することといたしました。本株式併合の内容は、下記（２）のとおり当社の発行済株式について、５株を１株に併合するものでありますが、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれることがないように、あるいは、影響を受けないように最大限配慮するため、上記１．の単元株式数の変更（１,０００株から１００株に変更）を条件としており、当該比率（１０分の１）よりも併合割合（５分の１）を高く設定しております。また、本株式併合は下記３．の発行可能株式総数の変更（５分の１に変更）も条件としております。

なお、上記１．の単元株式数の変更及び本株式併合により、当社株式の投資単位は、従前に比して２分の１の水準となるものであります。

## （２）株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合割合 ５株を１株に併合する。
- ③減少株式数

併合前の発行済株式総数（平成 25 年 3 月 31 日現在）	113,000,000 株
併合により減少する株式数	90,400,000 株
併合後の発行済株式総数	22,600,000 株

（注）「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

## （３）株式併合により減少する株主数

平成 25 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿を前提とした、株主構成の割合

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満（1～4 株）	105 名（ 1.1%）	133 株（ 0.1%）
5 株以上	9,388 名（ 98.9%）	112,999,867 株（ 99.9%）
全株主	9,493 名（100.0%）	113,000,000 株（100.0%）

（注）当社の単元未満株式を所有する株主様は、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ること、または会社法第 194 条第 1 項および当社定款第 9 条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

## （４）1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 235 条第 1 項、第 2 項、同第 234 条第 2 項の定めにより、その株式について一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (5) 株式併合の条件

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに上記 1. の単元株式数の変更および下記 3. の発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 発行可能株式総数の変更

#### (1) 発行可能株式総数の変更理由

株式の併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るために併合割合に応じて発行可能株式総数を減少させるものです。

#### (2) 発行可能株式総数の変更内容

発行可能株式総数

- ①変更前 300,000,000 株
- ②変更後 60,000,000 株

#### (3) 発行可能株式総数の変更条件

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会において、本発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案および上記 2. の株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の日程

- ①取締役会決議日 平成 25 年 5 月 13 日
- ②定時株主総会決議日 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)
- ③単元株式数の変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (予定)
- ④株式併合の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (予定)
- ⑤発行可能株式総数の変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (予定)

※上記の単元株式数の変更に伴い、平成 25 年 9 月 26 日以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

### 5. その他

本日別途、「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上